○多賀城市コミュニケーション支援事業実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成１８年９月２９日　告示第９４号）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 平成20年11月28日　告示第121号 |  |

　（目的）

第１条　この要綱は、他の者と意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に対し、手話通訳者等を派遣し、他の者との意思疎通を仲介する事業（以下「コミュニケーション支援事業」という。）を実施することにより、聴覚障害者等の日常生活上の便宜の供与、社会参加の促進及び交流活動の充実を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において「聴覚障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める聴覚障害、音声機能の障害又は言語機能の障害に該当する障害を有するものをいう。

２　この要綱において「手話通訳者等」とは、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年厚生省告示第１０８号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者をいう。）、手話通訳者（都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者をいう。）及び要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県が実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者をいう。）をいう。

　（対象者）

第３条　コミュニケーション支援事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する聴覚障害者等であって、公的機関又は医療機関における用務その他社会生活を営むに当たって意思疎通が必要不可欠な用務につき手話通訳者等による意思疎通の仲介を必要とするものとする。

　（利用の申請）

第４条　コミュニケーション支援事業を利用しようとする対象者は、多賀城市コミュニケーション支援事業利用申請書（様式第１号）により福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、コミュニケーション支援事業による手話通訳者等の派遣（以下「手話通訳者等の派遣」という。）を受けようとする日の７日前までにしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があると所長が認めるときは、この限りではない。

　（利用の決定等）

第５条　所長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る対象者、手話通訳者等の派遣を必要とする事由等を審査し、コミュニケーション支援事業の利用の可否を決定しなければならない。

２　所長は、前項の規定によりコミュニケーション支援事業の利用の可否を決定したときは、多賀城市コミュニケーション支援事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第２号）により同項の申請をした者に通知するものとする。

　（利用の中止）

第６条　前条第１項の規定によりコミュニケーション支援事業の利用を可とされた対象者（以下「利用者」という。）は、やむを得ない事由により手話通訳者等の派遣を受けることができなくなったときは、当該手話通訳者等の派遣を受けることとしていた日の前日（同日が多賀城市の休日を定める条例（平成元年多賀城市条例第１６号）に定める休日に該当する場合は、その直前の日で休日に該当しない日）の午後５時までにその旨を所長に連絡しなければならない。

　（費用の負担）

第７条　利用者は、手話通訳者等の派遣を受けたときは、手話通訳者等に係る交通費、観覧料、入場料その他の費用を負担するものとする。

　（手話通訳者等の服務）

第８条　手話通訳者等は、コミュニケーション支援事業に係る業務の実施に当たっては、利用者の人格を尊重し、身上等によって差別的な扱いをしてはならない。

２　手話通訳者等は、前項の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（業務の委託）

第９条　市は、社団法人宮城県ろうあ協会（平成１０年１２月１１日に社団法人宮城県ろうあ協会という名称で設立された法人をいう。）その他第１条の目的を達成するために適当と認められる団体等に手話通訳者等の派遣を委託する。

　　　一部改正〔平成２０年告示１２１号〕

　（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、コミュニケーション支援事業の実施に関し必要な事項は、所長が定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

　（準備行為）

２　コミュニケーション支援事業の実施に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても、この告示の規定の例により行うことができる。

附　則（平成２０年１１月２８日告示第１２１号抄）

（施行期日）

１　この告示は、平成２０年１２月１日から施行する。

　（経過措置）

２　略